化学工業品									
無機薬品、顔料及び化学肥料									
化学肥料	アンモニア 硝酸 硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。）								
ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・置物	従事者五名以上のもの		陶磁器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしないものに限る。）		従事者十名以上のもの							
製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）		従事者十名以上のもの		製革月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
革靴		従事者十名以上のもの		革靴月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）	従事者十名以上のもの		玩具月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マーキングペン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正液 修正テープ	従事者二十名以上のもの		文具月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの		家具月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの		楽器月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日